

改元に伴う文書等への元号の表記について

2019年5月1日から新元号「令和」となることが予定されていることから、当広域連合が発送する文書等における元号の取扱いについて、お知らせします。

当広域連合では、文書等への日付の表記に当たっては、文書等の種類や性質により、和暦又は西暦を使用しています。

2019年4月30日までに当広域連合が発送する文書等で和暦を使用する場合は、同年5月1日以降の日付を含めて原則として「平成」と表記し、5月1日以降に発送する文書等から新元号「令和」による表記となります。

(例) 「2019年6月1日」を和暦で表記する場合	
文書等の発送時期	日付の表記
2019年4月30日まで	「平成31年6月1日」
2019年5月1日以降	「令和元年6月1日」

ただし、5月1日以降であっても、文書の印刷や発送のスケジュールの関係上、改元後の日付を「平成」と表記している場合がありますが、法律上の効力に影響はないため、有効なものとして取り扱いますので、御了承ください。

なお、当広域連合宛に提出される申請書や届出書で、改元後の日付を「平成」と表記された場合でも有効なものとして取り扱います。また、西暦でも差し支えありません。